

新型コロナウイルスの影響による全額還付対応について

2020年6月20日

長岡京市中央生涯学習センター

新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由に利用を中止する場合、施設使用料を全額還付いたします。

【還付対象】

どちらかに該当する場合は対象です。

①2月20日から8月31日の施設利用分

②5月31日までに支払い手続きをされた施設利用分

※対象期間を6月30日までとじていましたが、8月31日までに延長いたします。

【受付期間】

7月15日までにセンター窓口にてお手続きをお願いします。

※受付期間を7月31日までとじていましたが、7月15日に変更されました。

★これから利用中止のお手続きをされる方

窓口にて全額還付いたします。

※還付額が合計3万円を超える場合は、事前にご連絡ください。

1～2週間程お時間をいただき、後日還付となる場合があります。

※中止手続きをされずに、施設をご利用されなかった方も還付の対象となります。

【ご用意いただくもの】

- ・施設利用承認書
- ・印鑑
- ・本人確認書類

★すでに中止手続き(半額還付)がお済みの方

窓口にて差額を還付いたします。

【ご用意いただくもの】

- ・利用中止承認書
- ・印鑑
- ・本人確認書類

期間は変更する場合があります。

お手数おかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。